

「九条俳句」市民応援団



「九条俳句」市民応援団 検索 URL <http://9jo-haiku.com>

「九条俳句」違憲国賠訴訟を市民の手で！ 実行委員会ニュースレター

2017/10/13

号外

〒338-0011 埼玉県さいたま市中央区新中里 1-5-19-206 武内 気付
TEL 090-2173-2591 FAX 048-824-5626 MAIL contact@9jo-haiku.com

「行政は憲法を遵守せよ」勝訴判決を！ 公民館報不掲載は違憲。今、司法の独立が問われている

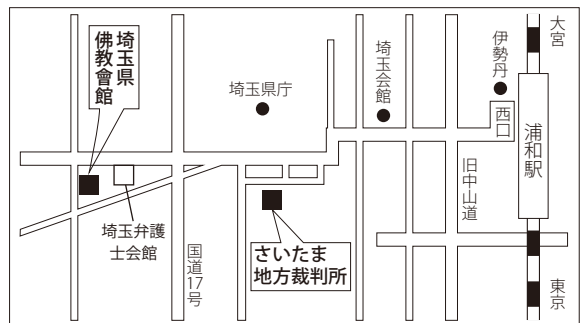
「九条俳句」判決 10月13日(金) 14時、さいたま地裁 101 法廷

さあ判決。「あたりまえの表現活動」「公共性」「忖度を許さない」「主役は市民」「社会教育
学ぶ権利」「違憲、違法を問う」…3年余りの闘いに今、司法の判断が。私たちはあらためて「主
権者は私たち一人ひとり」であることを確信します。判決行動へのご参加をお願いします。



10月13日(金) 行動予定・報告会

- ・ 8:00 浦和駅西口情宣
 - ・ 13:00 浦和駅西口からパレード出発
 - ・ 13:40 さいたま地裁前傍聴抽選
 - ・ 14:00 判決
 - ・ 15:00 「記者会見」「報告会」
- 会見・報告会会場 埼玉県佛教会館 (県庁交差点裏)
埼玉県さいたま市浦和区高砂 4-13-18
TEL 048-861-2138



10月24日(火) 報告集会

『九条俳句』裁判 2年4か月を振り返る

10月24日(火) 午後6時30分～ 与野本町コミセン小ホール



判決日、10月13日を迎えるにふさわしい熱気ある集会で大成しました。

集会を知らせる大型捨て看板が、浦和駅前から裁判所近くの大通りを美しく飾りました。

メイングェストの森達也さんは「言論の自由と憲法九条」と題して講演されました。

テレビのディレクターであった立場からメディアへの鋭い眼を向けられて、オウム真理教をほぼ1年間も朝から晩まで報道した。森さんはオウムの信者は「真面目で普通の青年である」と画像で示そうとしたがTVは拒否をした。悪者探しで叩けば安心のメディア。

アメリカではブッシュ大統領がニューヨークの爆破事件をきっかけにアフガニスタンに侵攻し、イラクへは「大量破壊兵器」を理由に攻撃。国民

の意識が恐怖のあまり集団化して怖い怖いで自国防衛意識から侵攻を認めてしまった。大義なき戦争で銃の発砲率は15%に留まりPTSDに苦しむ兵士。オウム事件、アフガン・イラク侵攻メディアは正しく伝えたか？

日本では少年犯罪や殺人事件をメディアは大きく取り上げ、国民に恐怖心を植え付け、何とかしなければという防衛意識を理由に刑法が厳罰化している。果たして厳罰化は犯罪を抑止減らすことができるのか？

世界は今、犯罪に対して「寛容」に向かっている。罪の多くは「幼児期の愛情・教育・貧困」が原因と明らかで、その足りなさを北欧の刑務所では補っている。殺人罪でも死刑でなく教育や愛情で更生に成功し再犯が無くなった。(オスロ刑務所内の映像は驚き)。

9・6裁判勝利へ！市民のつどい

講演 作家・映画監督 森達也

日本は刑務所からの出所者を前科者として、避けて雇わず社会復帰を妨げて895件と高いが、ノルウェーでは少ない。刑務所内で刑務官と受刑者が食事を共にし、大学クラスの授業もあり、休暇には受刑者は故郷に帰る。日本では考えられない。

メディアは不安と恐怖をあり、怖い、怖いと関心をよび、これでもかと記事にして販売競争、不安をあおる……売れる……儲かる……この関係が完成。しかし、国民が関心を示しメディアは儲かると思えば、取り上げます。

一方日本のメディアの歴史は大本営発表のように国がメディアを支配し、選択の余地がない。

アメリカではメディア各社がトランプ支持・反対クリントン支持・反対と社説を掲げ、言論と報道の自由があるが、日本は強制的に偏る報道をし続けている。

戦後処理のメモリアルデーについては、ドイツでは①アウシュビッツの1月27日 ②ヒトラーを

生んだ絶望の日1月30日なのに日本では①敗戦の日8月15日 ②原爆の日8月6日9日としてメディアは扱う。ドイツでは加害者扱いで、日本は被害者扱いになり加害者意識は乏しい。国民意識でメディアは変わる。

メディアを通して、日本のデモクラシーの公正中立は存在していない。九条俳句も「公正中立で排除」などありえないし組織の誤りは罪が重いと語った。

社会教育学会「九条俳句事件」を考えるシンポジウム

台風18号が日本列島を縦断した9月17日、埼玉大学において「九条俳句事件」が問いかけること(現代日本社会と社会教育研究)を考えるために」と題したシンポジウムが行われました(日本社会教育学会第64回研究大会の会場企業)。

このシンポジウムは、事件の当事者や関係者、支援者が集まり、改めて「何が起ったのか」を振り返り、公民館で起きた九条俳句事件を社会教育研究がどのように受け止めるべきか、またこのような事件が発生する現代日本社会は社会教育研究にどのような課題を投げかけているのかを考えようという企画されたものです。

第一部では、安藤聡彦埼玉大学教授をコーディネーターに、九条俳句の作者、句会代表代行(当時)から俳句に込めた思いや句会当日の様子、事件がどのようにして起きたのかなどが発言され、「九条俳句」市民応援団からは事件発生から提訴に至るまでの取り組みについて、当時の公民館運営審議会委員からは「自身の公運審での発言など、富士見市の公民館長からは現職の公民館長として事件をどう受け止めているのかなど発言されました。

また、元さいたま市公民館長の片野親義さんからビデオメッセージが寄せられました。片野さんは、今の公民館と職員の間置かれた状況下では全国どこの公民館で起きてもおかしくない事件だ。判決は、公民館の学びの自由や表現の自由だけでなく、自治体の右傾化や危険性に対して一石を投じるものを期待している。

裁判を支えた市民応援団は、いずれは社会教育や公民館のことを語り合える広場として継続してほしい」と語りました。

第二部は、研究者の立場から、上野景三佐賀大学教授による「公民館研究の視点から」、山田正行大阪教育大学教授による「平和教育研究の視点から」、上原直人名古屋工業大学教授による「政治教育研究の視点から」と題してそれぞれコメントが述べられました。

最後に、佐藤一子東大名誉教授から総括的なコメントが述べられ、「暗い歴史・政治状況がもしもありませんが、新しい一歩を踏み出す方がここに根付いていることを確認していきたい」とまとめられました。

市民応援団事務局長 江野本啓子



9.6 集会捨て看板

市民応援団世話人 嶋田耕作

「九条俳句」違憲国賠訴訟を市民の手で！実行委員会
 (通称・「九条俳句」市民応援団)

武内 暁 (090-2173-2591) 前島英男 (090-1668-6232)
 佐藤一子、嶋田耕作 (080-1328-3014) 石垣敏夫 (090-4373-0937)
 〒338-0011 埼玉県さいたま市中央区新中里 1-5-19-206 武内 暁
 URL <http://9jo-haiku.com> MAIL contact@9jo-haiku.com

大宮三橋公民館発行の公民館だより「梅雨空に九条守れの女性デモ」の掲載、「俳句コーナー」の再開、作者原告への国家賠償、さいたま市行政は不法性の責任を取れ！が私たちの主張です。司法がどのような理由で、どう判断するか。今、「憲法」が「表現の自由」が危機の状況下、私たちはあらためてこの判決をばねに新たな闘いをはじめます。(「九条俳句」市民応援団代表 武内暁)